

行政文書公開請求却下通知書

20 総監第 28 号  
平成 20 年 11 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋克実様

実施機関

名古屋市長 松原武久



平成 20 年 11 月 7 日付けの行政文書の公開請求については、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

請求のあった行政文書の名称又は内容	平成 19 年度に総務局監察室によって行われた裏金に関する調査 ・裏金帳簿 ・裏金通帳
却下の理由	請求に係る文書は、職員が職務上作成し、取得したものでなく、組織的な利用もないことから、行政文書に該当しないため。
備考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書公開請求却下通知書

20教総第102号  
平成20年11月21日

倉橋克実様

名古屋市教育委員会



平成20年11月7日付けの行政文書の公開請求については、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

請求のあった行政文書の 名称又は内容	平成19年度に総務局監察室によって行われた裏金に関する調査 ・裏金帳簿 ・裏金通帳
却下の理由	請求に係る文書は、職員が職務上作成し、取得した者ではなく組織的な利用もないことから、行政文書に該当しないため。
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日（異議申立てをしたときは、決定の日）から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。